

## パート収入と税

パートで働く方に対する税

収入がパート収入のみの方は、年収が103万円までであれば所得税はかかりません。また、100万円までであれば住民税の所得割もかかりません。

### 配偶者控除

夫に所得があり、妻がパートで働く場合、妻のパート収入が103万円までであれば、配偶者控除（所得税38万円・住民税33万円）が受けられます。

### 配偶者特別控除

妻のパート収入が141万円未満であれば、配偶者特別控除を受けることができます。控除額は、所得税が最高38万円、住民税が最高33万円で、妻の所得によって調整されます。ただし、夫の合計所得が1000万円（給与収入で約1230万円）を超える年には受けることができません。

配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乗せして控除される部分（収入が103万円までの方が受けられる部分）は、平成16年分から廃止されます。平成15年分は、これまでと

同様の控除が受けられます。  
税務課 ☎ 23局3509



INSPECTION FOR PUBLIC

## 縦覧

### 豊橋渥美都市計画区域の整備 開発及び保全の方針

愛知県と田原市では、「豊橋渥美都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について、計画案を縦覧します。

なお、この計画案について意見のある方は、11月25日（火）までに、県に意見書を提出することができま  
す。詳しくは直接お問い合わせくだ  
さい。

縦覧期間 11月11日（火）～25日  
（火）/土・日・祝日を除く執務時

間中 縦覧場所 愛知県建設部都  
市計画課および市役所都市計画課  
愛知県建設部都市計画課  
☎（052）961局2111

市役所都市計画課 ☎ 23局3523

### 建築物の形態規制に関する 制限案

愛知県と田原市では、「建築基準法に基づき用途地域の指定のない区内の建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限」について、計画案を縦覧します。

なお、この計画案について意見のある方は、11月25日（火）までに、県に意見書を提出することができま  
す。詳しくは直接お問い合わせくだ  
さい。

縦覧期間 11月11日（火）～25日  
（火）/土・日・祝日を除く執務時  
間中 縦覧場所 愛知県建設部建  
築指導課および市役所都市計画課  
愛知県建設部建築指導課  
☎（052）961局2111

市役所都市計画課 ☎ 23局3523

## 寄付

DONATION

次の方々からご寄付をいただきました。  
「ご厚意に感謝します。」

8月25日、白谷ヨットクラブ（会  
長・袴田肇さん）より地域福祉のた  
めに金5000円。

9月11日、池田志げ子さんより社  
会福祉のために金1万2000円と  
肩掛けバッグ8枚、ポーチ45枚、手  
提げ袋111枚、巾着袋82枚。

9月16日、三河ミクロン株式会社  
（代表取締役・彦坂直政さん）より  
小中学校・保育園の緑化推進のため  
に草花用培土25立方メートルと25リ  
ットル入り袋300袋。

10月4日、田原東部小学校100  
周年記念事業実行委員会（会長・高  
橋昭好さん）より田原東部小学校環  
境整備のために男女児童等身大プ  
ンズ像1体。

